

# 春日井市 普通財産貸付 (期間入札)

## 入札案内書

受付期間：令和7年12月24日（水）～令和8年1月16日（金）

入札期間：令和8年2月26日（木）～令和8年3月4日（水）

開札日：令和8年3月5日（木）

お申し込みの前に、必ずこの案内書をお読みください。

春日井市財政課

## 目次

---

---

◇ あらまし	P 1
◇ 貸付物件一覧表	P 2
◇ 入札説明書	P 3
第1 貸付物件について	P 3
第2 参加者の資格	P 4
第3 受付	P 5
第4 入札の日時等	P 6
第5 入札保証金	P 6
第6 入札	P 7
第7 開札	P 8
第8 契約の締結	P 8
第9 契約保証金、貸付料の納付	P 9
第10 土地利用の用途の指定等	P 9
第11 用途制限及び賃貸借期間中の注意事項等	P 9
◇ 入札心得書	P 11
◇ 物件案内（現地案内図、詳細図）	P 15
◇ 土地賃貸借契約書、特約条項	P 18
◇ 記載例（入札参加申込書・封筒・誓約書）	P 27
◇ 案内図（財政課及び開札場所）	P 32
◇ 問い合わせ先	P 33

# あらまし

貸付物件一覧表に掲げる春日井市普通財産の貸付については、一般競争入札を採用し、最低貸付価格以上で最も高い価格で入札された方に貸付します。

入札参加を希望される方は、この案内書をよくお読みいただき、現地を確認の上、お申込みください。

受付 ⇒第3 受付 5ページ参照	期間	令和7年12月24日（水）から令和8年1月16日（金）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。
	場所	市役所4階 財政課



入札 ⇒第4 入札の日時等 第5 入札保証金 第6 入札 6～7ページ参照	期間	令和8年2月26日（木）から令和8年3月4日（水）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
	場所	市役所4階 財政課
	備考	入札保証金を納付し、提出用封筒に入れた入札書を提出してください。



開札 ⇒第7 開札 8ページ参照	日時	令和8年3月5日（木）午前10時から、物件ごとに順次行います。
	場所	市役所地下1階 入札室
	備考	開札に立ち会う場合は、開始時間までに会場へお越しください。



契約締結 ⇒第8 契約の締結 8ページ参照	期限	貸付決定通知書の通知日から10日以内
	備考	契約は、申込者名義になります。



貸付料等の納付 ⇒第9 契約保証金、貸付料の納付 9ページ参照	契約日までに契約保証金を納付してください。 契約書で定める期限までに貸付料を納付してください。



引渡し	現状有姿で引渡します。
-----	-------------

※ この入札において申込者がいなかった場合、令和8年3月13日（金）まで、先着順で随時受付を行います。

## 貸付物件一覧表

物件番号	所在地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	※ 最低貸付価格 (円/3年)	※ 最低貸付価格 年額 (円)
7-貸1	大泉寺町字大池下 221 番の2の一部	宅地	477.00	2,143,044	714,348
7-貸2	大泉寺町字大池下 223 番の1の一部外3筆	宅地	300.00	1,231,200	410,400
7-貸3	大泉寺町字大西 601番 1外1筆	雜種地	506.00	-	811,212

※ 貸付期間は、7-貸1及び7-貸2を令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）、7-貸3を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）とします。貸付期間の延長はありません。なお、貸付期間には原状回復に要する期間を含むものとします。

※ 入札金額は、貸付期間（3年間又は1年間）の見積もる総額（最低貸付価格以上の金額）を記入してください。

# 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、春日井市の規程等によるとともに、事前に現地を確認し、入札する土地の現状・現形を承知された上で、お申込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札契約に関する事務にのみ使用します。

## 第1 貸付物件について

---

---

- 1 貸付物件は、貸付物件一覧表(2ページ)及び物件案内(15~17ページ)のとおりです。
- 2 申込みにあたっては、次の点についてご注意、ご了解のうえお申ください。
  - (1) 電気・上下水道・ガス等の各戸への引込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などは、各物件により引込み等が可能であるか等条件が異なりますので、申込前にお問い合わせください。また、引込み等に係る費用は、原則として賃借人負担となります。詳細は関係企業や関係行政機関にご連絡ください。
  - (2) 貸付物件の試掘調査、地盤調査及び土壤調査は行っておりません。
  - (3) 貸付物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、当該土地上の工作物(フェンス、擁壁、給排水施設等)、地下埋設物(コンクリート殻、鉄屑、塩化ビニール管等)、樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままでお貸します。
  - (4) 貸付物件と隣地との境界を侵さないよう十分注意して使用してください。
  - (5) 貸付期間中は、野焼き行為の禁止をはじめ、関係法令等の順守徹底を図ってください。また、周辺環境へ十分配慮し物件を使用してください(日照、騒音、早朝及び夜間の出入りや作業等)。
  - (6) 貸付物件へのフェンス等工作物設置その他土地の原状変更を希望する場合は、事前に相談の上承諾申請が必要です。なお、周辺の環境事情を勘案し承諾できない場合もあります。また、使用開始後の周辺環境の変化により、工作物の移動又は撤去をしていただく場合があります。
  - (7) 土地の使用をめぐり近隣との紛争や苦情が生じたときは、賃借人の責任において対応、解決してください。
  - (8) 土地の維持、保全管理はすべて賃借人の責任、負担で行ってください。また、周辺環境の維持のため、定期的な物件内の草刈(原則年2回)及び必要に応じ物件に面する側溝の清掃を行ってください。
  - (9) 貸付物件への出入りの際、物件に面する側溝を損傷しないように措置してください。また、使用に伴い側溝等の周辺施設に損害を与えたときは、賃借人の負担により原状回復しなければなりません。
  - (10) 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了する場合には、賃借人の

費用をもって本件貸付物件（以下、本物件）の上に存する工作物その他賃借人が本物件に付属させたものを撤去し、本物件を原状に回復して本市に返還しなければなりません（ただし、本市が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません）。

- (11) 事前の現地説明は行いませんので、申込者の方は、現地確認や諸規制の確認を行ってください。なお、物件番号7-貸1、貸3について、令和8年3月31日まで貸付中です。
- (12) 落札した場合は、必要に応じ貸付期間開始前に現地で春日井市及び賃借人立ち会いの元、境界等現地の確認を行います。

## 第2 参加者の資格

---

---

次に該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 契約能力を有しない方、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に規定する指定暴力団員等に該当する方
- (3) 次のいずれかに該当する者又は過去2年以内において次のいずれかに該当した方
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
  - ウ 競争入札の落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた方
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
  - カ 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った方
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である方
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けている方
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

### 第3 受付

受付期間	令和7年12月24日（水）から令和8年1月16日（金）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。
受付場所	春日井市役所4階 財政課 TEL 0568-85-6086
提出書類	(1) 春日井市普通財産貸付一般競争入札参加申込書 (2) <個人の場合>住民票 (個人番号（マイナンバー）の記載の無いものをご使用ください。) <法人の場合>登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 1通 ※ どちらの場合も発行後3か月以内のもの (3) 誓約書 (4) 申込人情報 ※ 法人の場合、監査役、監事等を含む登記事項証明書に記載の役員すべての方について記入してください。 (5) 入札保証金に関する確認書 (6) 委任状（代理人が入札を行う場合。ただし、法人で社員が入札を行う場合を除く。） ※ 誓約書等に記載誤りがある場合は訂正印が必要となることがありますので、印鑑をお持ちください。
注意事項	(1) <b>書類の提出方法は、持参に限ります。</b> (2) 電話での申込みはできません。 (3) 提出された書類はお返しいたしませんので、ご了解ください。 (4) 入札に先立ち、「春日井市暴力団排除条例に基づく暴力団排除実施要領」に基づき、排除対象者（暴力団等）に該当するか否かの確認のため、提出いただいた申込人情報に記載の内容について、警察署に照会します。
受付後	申込み受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」という。）に、次の書類を郵送します。 (1) 期間入札に係る認定通知 (2) 入札書様式 (3) 入札保証金の納付書 (4) 入札保証金に関する同意書様式 (5) 入札保証金還付請求書様式 ※ 入札申込者数の事前公表はいたしません。

※ この入札において申込者がいなかった場合、令和8年3月13日（金）まで、先着順で随時受付を行います。

## 第4 入札の日時等

---

---

入札期間	令和8年2月26日（木）から令和8年3月4日（水）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
提出場所	春日井市役所4階 財政課 TEL 0568-85-6086
必要書類等	(1) 期間入札に係る認定通知 (2) 入札書（封筒に入札書を入れて封かん又は封印し、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札案件の名称、開札日及び入札参加者名を記載してください。） (3) 入札保証金を納付した領収書の写し (4) 入札保証金に関する同意書 (5) 印鑑

- 1 入札に参加される方は、入札書の提出までに、納付書により入札保証金を金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。
- 2 提出場所において、必要書類等を確認させていただきます。
- 3 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札期間を過ぎた場合、いかなる理由があっても入札はできません。
- 4 入札者が1者の場合も入札を実施します。
- 5 談合情報が寄せられた場合又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を中止することがあります。

## 第5 入札保証金

---

---

- 1 入札保証金は、入札金額の100分の5以上に相当する金額です。入札申込時に予定額を確認し、事前に納付書を発送します。
- 2 入札に参加される方は、入札書の提出までに、納付書により金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。なお、入札保証金の納付に必要な費用は、入札参加者の負担となります。
- 3 落札者以外の方には、落札者の決定後、請求に基づき入札保証金を返還します。その際、入札保証金還付請求書が必要となります。
- 4 入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金の一部に充てることができます。なお、落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は春日井市に帰属します。
- 5 入札保証金を返還する際には、利息を付しません。

## 第6 入札

---

---

- 1 入札は所定の入札書を使用します。
- 2 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 封筒に入札書を入れて封かん又は封印し、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札案件の名称、開札日及び入札参加者名を記載してください。
- 6 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 春日井市普通財産貸付一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
  - (2) 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法第238条の3の規定に該当する者及び地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者）のした入札
  - (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
  - (4) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
  - (5) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
  - (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
  - (7) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認できないもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
  - (8) 入札書の金額の表示を訂正したもの
  - (9) 予定価格公表物件について、入札書の金額が最低貸付価格に達しないもの
  - (10) 郵送による入札
  - (11) 虚偽の事実を記載した者のした入札
  - (12) 担当職員の指示に従わなかった者の入札
  - (13) 入札書等が認定通知を受けていない者から提出された入札
  - (14) 入札書等が提出期間より前又は提出期間を経過した後に提出された入札
  - (15) 封筒に所定の記載がない又は誤った記載がなされた入札
  - (16) 封筒に封かん又は封印がない入札

## 第7 開札

---

---

開札日時	令和8年3月5日（木）午前10時から、物件ごとに順次行います。	
	物件番号	開札時間
	7-貸1	午前10時00分
	7-貸2	午前10時15分
	7-貸3	午前10時30分
開札会場	春日井市役所地下1階 入札室	

- 1 開札は、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、春日井市の指定した入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格以上で最高価格の入札をした方を落札者とします。
- 3 開札の結果、落札となるべき価格の入札をしたものが2者以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載した任意の3桁の数字（くじ番号）をもとに、別に定めるくじの方法により、落札者を決定します。
- 4 入札者には、開札結果を通知します。
- 5 開札結果については、その内容〔物件の所在地、数量、落札者（個人の場合は、氏名は公表しません。）、落札額及び入札参加者数〕を春日井市ホームページ等で公表します。ただし、落札額については、落札者の同意を得た場合に限ります。

## 第8 契約の締結

---

---

- 1 落札者（以下「賃借人」という。）には、開札終了後、貸付決定通知書等の関係書類を送付し、契約手続について案内します。
- 2 契約締結期限は、貸付決定通知書の通知日から10日以内です。それまでに土地賃貸借契約を締結しないときは、賃借人の資格を取り消します。この場合、納付された入札保証金は返還しません。
- 3 土地賃貸借契約書に貼付する収入印紙（国税）は、賃借人の負担とします。
- 4 土地賃貸借契約は、申込者名義で行います。
- 5 契約書（案）等は18～26ページのとおりです。

## 第9 契約保証金、貸付料の納付

---

---

- 1 契約保証金の取扱いは、次のとおりです。
  - (1) 契約保証金は、事前に予定額を確認し、納付書を交付します。契約日までに納付書により金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。
  - (2) 落札者からの申出により、入札保証金を契約保証金の一部に充てることができます。
  - (3) 契約保証金は、貸付料が納期限までに納付されなかった場合には春日井市に帰属します。
  - (4) 契約保証金は、貸付物件の明渡し完了後に返還します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は春日井市に対する一切の債務を控除した残額を返還します。
  - (5) 契約保証金を返還する際には、利子を付けません。
- 2 貸付料等の納付は、次のとおりです。
  - (1) 土地賃貸借契約の締結と同時に貸付料の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付し、契約書で定める期限までに貸付料を納付してください。

## 第10 土地利用の用途の指定等

---

---

- 1 賃貸借契約においては、次のとおり土地利用の用途の指定等を付すものとします。

指定用途	物件番号 7 - 貸 1 駐車場又は資材置場に限る 7 - 貸 2、貸 3 駐車場に限る
指定期間	契約期間

- 2 賃借人が、春日井市の承諾を得て、貸付物件の転貸等をする場合においても、新たに権利を取得した転借人等に、この条件を引き継がなければなりません。また、このことを契約書に記載し、必ず相手方に十分な説明をしなければなりません。

## 第11 用途制限及び賃借期間中の注意事項等

---

---

- 1 土地賃貸借契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付し、かつ、これに違反した場合は貸付料の 100 分の 25 相当額の違約金を徴収するものとします。また、契約を解除することになる場合もあります。なお、賃借人が、春日井市の承諾を得て、貸付物件の転貸等をする場合においても、新たに権利を取得した転借人等に、この条件を引き継がなければなりません。また、このことを契約書に記載し、必ず相手方に十分な説明をしなければなりません。

禁止用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政治的又は宗教的用途</li> <li>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途</li> <li>(3) 青少年に有害な影響を与える興行、物販又はサービスの用途</li> <li>(4) 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波、危険物等を発生させ、又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途</li> <li>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途</li> <li>(6) 公序良俗に反する用途</li> <li>(7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業の用途</li> <li>(8) 第三者をして(1)から(7)までの用途に使用させることはできません。</li> </ul>
禁止期間	契約期間

- 2 春日井市は、賃借人が契約に定める義務を履行しないため春日井市が損害を受けたときは、その損害の賠償を賃借人に請求できるものとします。
- 3 契約条件の履行状況を把握するため、春日井市は随時、貸付物件を実地調査し、又は、賃借人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、賃借人にはご協力をお願いすることとなります。

#### 4 各物件ごとの注意事項

##### (1) 物件番号 7-貸1、7-貸2

貸付土地周辺の狭あいな生活道路については、徐行運転の徹底や大型車による通行の自粛、深夜及び早朝の騒音防止、アイドリングストップの徹底等、地域住民に十分配慮してください。

※該当箇所等については、各物件の案内図を参照してください。

詳しくは、財政課までお問い合わせください

## 春日井市普通財産貸付に係る入札心得書

第1条 春日井市普通財産貸付に係る一般競争入札参加希望者は、春日井市普通財産貸付公告、本入札心得書及び契約書案並びに物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札における予定価格を公表する場合があります。

第4条 入札参加者は、事前に春日井市普通財産貸付一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してください。なお、代理人により入札するときは、必ず委任状を提出してください。ただし1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

第5条 入札参加者は、入札執行日の所定の時間までに、入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を春日井市が発行する納入通知書により、春日井市が指定する場所に納付しなければなりません。

- 2 入札保証金は、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付しますが、本人の申し出により第12条に規定する契約保証金に充当することができます。
- 3 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に對する利息の支払いを請求することはできません。
- 4 落札者が貸付決定通知書の通知日から10日以内に土地賃貸借契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は春日井市に帰属することとなります。

第6条 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入の上、押印するものとし、金額の記入はアラビア数字を用い、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入してください。

第7条 入札書は、入札期間に、春日井市が指定する場所に提出しなければなりません。

- 2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

第8条 次に掲げる入札は、無効とします。

- (1) 春日井市普通財産貸付一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の3の規定に該当する者、地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に該当する

者) がした入札

- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札金額の 100 分の 5 以上の額に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札
- (7) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書き等のもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (8) 入札書の金額の表示を訂正したもの
- (9) 予定価格公表物件について、入札書の金額が予定価格に達しないもの
- (10) 郵送による入札
- (11) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (12) 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 入札書等が認定通知を受けていない者から提出された入札
- (14) 入札書等が提出期間より前又は提出期間を経過した後に提出された入札
- (15) 封筒に所定の記載がない又は誤った記載がなされた入札
- (16) 封筒に封かん又は封印がない入札

※ 地方自治法第 238 条の 3、地方自治法施行令第 167 条の 4 は、別紙(15 ページ)を参照してください。

第 9 条 開札は、入札参加者の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札事務に関係のない春日井市の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第 10 条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再度入札（原則として 2 回を限度とします。）を行います。この場合において、入札保証金が不足する入札参加者については不足分を追加納付していただきます。

2 予定価格を事前に公表した場合には、再度入札は行いません。

第 11 条 落札者は春日井市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札参加者が 2 人以上あるときは、あらかじめ入札書に記載した任意の 3 行の数字（くじ番号）をもとに、別に定めるくじの方法により落札者を決定します。

第 12 条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を、春日井市が発行する納入通知書により、春日井市が指定する場所に納付しなければなりません。

第 13 条 契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書案特約条項に基づき損害賠償を請求します。

第14条 入札結果については、その内容〔物件の所在地、数量、落札者(個人の方の氏名は公表しません。)、落札額及び入札参加者数〕を公表することがあります。ただし、落札額については、落札者の同意を得た場合に限ります。

第15条 入札参加者は、入札後、この心得書、春日井市普通財産貸付公告及び契約書並びに物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第16条 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、春日井市の条例、規程の定めるところによって処理します。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

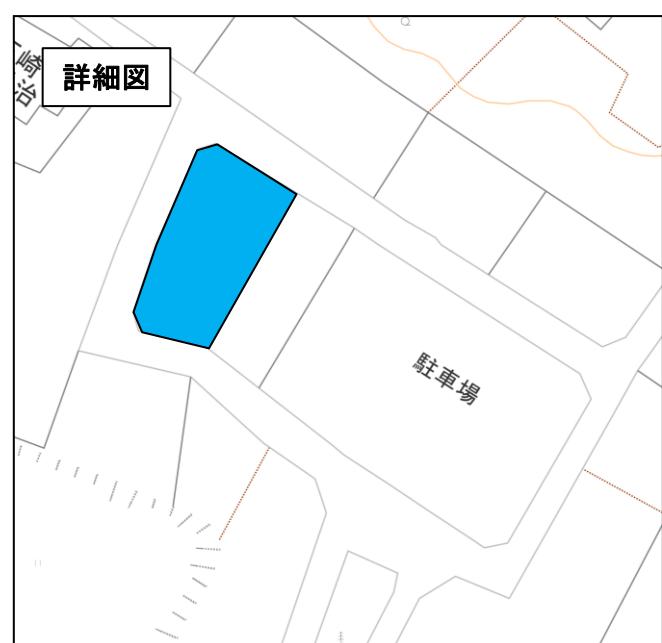
地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第 238 条の 3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。







## (案)

### 土地賃貸借契約書

賃貸人春日井市と賃借人 の間において、土地の賃貸借について次の条項により契約を締結する。

#### (賃貸借の対象物件)

第1条 賃貸人は、その所有に係る次の土地（以下「本件土地」という。）を、以下の条項に従い、賃借人に有償にて使用させるものとする。

#### 物件の表示

所 在

面 積

$m^2$  (※公簿又は実測)

#### (使用目的)

第2条 賃借人は、本件土地を次の目的に従い賃借するものとし、この目的以外に使用してはならない。

#### 使用目的

#### (賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

#### (貸付料)

第4条 貸付料は、金 円とする。

2 賃借人の貸付料の支払義務は、賃貸借開始日から発生するものとする。

#### (契約保証金)

第5条 賃借人は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を賃貸人に納付しなければならない。

#### (貸付料の納入方法)

第6条 賃借人は、賃貸人の発行する納付書により賃貸人の指定する金融機関の口座に各年度（本賃貸借期間における、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。）分の貸付料について、次に掲げるとおり賃貸人に支払うものとする。なお、振込手数料は賃借人の負担とする。

年 度	納 付 金 額	納 入 期 限
第 1 年度	円	
第 2 年度	円	
第 3 年度	円	

- 2 前項により納付した貸付料は、賃貸人の責めに帰すべき特別の事由によりこの契約を解除する場合又は第18条及び第20条により契約を解約する場合のほかは、返還しない。
- 3 第18条及び第20条により契約を解除し、貸付料を返還する場合の額は、契約解除日が属する年度の納付金額を12で除し(1円未満の端数は切り捨てる。)、当該年度における賃貸借期間の未経過月数(1月末満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た額とする。

(貸付料の変更)

第7条 複数年度に亘る契約の場合の貸付料は、経済事情の変動その他の事情により貸付料の額が不適当となったときは、隨時に変更するものとする。

(遅延利息)

第8条 賃借人は、この契約に基づく賃貸人に対する金銭債務の履行を遅延したときは、その遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、法定利率による支払期後の利息を付した額を遅延利息として、賃貸人の定めるところにより賃貸人に支払わなければならない。

(契約不適合による責任)

第9条 賃借人は、この契約締結後、本件土地に地積の不足その他の契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(安全確保)

第10条 賃借人は、本件土地の使用に関しては、常に安全の確保に十分配慮し、本件土地の使用をめぐって紛争や苦情が生じたときは、賃借人の責任において解決し、賃貸人に一切の迷惑をかけないこと。

- 2 本件土地の使用に起因して第三者に損害を与えたときは、賃借人の責任においてこれを賠償すること。

(使用上の制限)

第11条 賃借人は、本件土地を第2条以外の目的に使用してはならない。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(善管注意義務)

第12条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって本件土地の維持管理をしなければならない。

(賃貸人の承諾を要する事項)

第13条 賃借人が次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ、賃貸人に書面による申請をし、かつ、賃貸人の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本件土地に建築物その他一切の工作物を設置しようとするとき。
- (2) 本件土地の権利を他に譲渡又は転貸しようとするとき。
- (3) 本件土地の原状を変更しようとするとき。

(反社会的勢力の排除)

第14条 賃借人は、賃貸人に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

- (1) 賃借人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 賃借人の役員等（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は使用人が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 賃借人の実質的な経営又は運営に反社会的勢力が関与していないこと。
- (4) 賃借人の役員等又は使用人が、反社会的勢力が実質的な経営又は運営に関与している法人又は団体若しくは個人を利用していないこと。
- (5) 賃借人の役員等又は使用人が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- (6) 賃借人の役員等又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 反社会的勢力に賃借人の名義を利用させ、本契約を締結するものではな

いこと。

(8) 表示土地の借地期間に、賃借人自ら又は賃借人が第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。

ア 賃貸人に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて賃貸人の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(本件土地の賃貸借等に関する義務)

第15条 賃借人は、本件土地を次の用途に使用すること又は次の用途に使用する者に賃貸及び使用貸借することはできないものとする。

(1) 政治的又は宗教的用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

(3) 青少年に有害な影響を与える興行、物販又はサービスの用途

(4) 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波、危険物等を発生させ、又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途

(6) 公序良俗に反する用途

(修繕義務等)

第16条 賃貸人は、本件土地に付随するいかなる修繕義務も負担しないものとし、本件土地についての維持、保全、改良その他の行為はすべて賃借人が行い、かつこれらの行為に関し支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

2 賃借人は、前項の行為をするときは事前に賃貸人に申し出るものとする。

(住所等の変更の届出)

第17条 賃借人は、その住所又は氏名（法人にあっては名称）に変更があったときは、速やかに賃貸人に届け出るものとする。

(賃貸人の契約解除権)

第18条 賃貸人は、賃借人がこの契約の規定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解

除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 貸付料の支払を合計して3か月分以上遅滞したとき。
- (2) 賃借人が第13条から第15条までの規定に違反したとき。
- (3) 賃借人が本件土地の使用に当たり、危険、有害な設備を設け、又は近隣の迷惑となるような行為をしたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約を継続し難い背信行為があつたとき。

3 本契約の契約期間内において、賃貸人が本件土地の使用を必要とするときは、この契約を解除することができる。

(契約の解除による損害賠償)

第19条 賃貸人は、前条第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除したときは、賃借人は違約金として金 円を、直ちに賃貸人に支払わなければならない。

2 前条により賃貸人に損害が発生した場合は、賃借人は、違約金とは別に賃貸人が被った損害を賠償するものとする。

3 賃貸人は、前条の規定によりこの契約を解除したことにより、賃借人に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(賃借人の契約解除権)

第20条 本契約の契約期間内において、賃借人が希望する場合は、賃貸人に対して2か月前までに文書による通知をして本契約を解除することができる。

(原状回復義務等)

第21条 賃借人は、賃借人の責めに帰すべき理由により本件土地を損傷したとき又は賃貸人に無断で本件土地の原状を変更したときは、直ちに、これを原状に復さなければならない。

2 賃貸借期間が満了した場合又は第18条若しくは前条の規定により契約の解除をした場合は、賃借人は、本件土地及び本件土地の定着物に生じた損傷部分（通常損耗及び経年変化によるもの並びに賃借人の責めに帰すべき理由がないも

のを除く。) を原状に復すことはもとより、第13条の規定に基づく承諾を受け本件土地の上に工作物その他のものを土地に設置させた場合はそのものを撤去のうえ原状回復し、賃貸人の指定する期日までに返還するとともに、明渡届を賃貸人に提出しなければならない。

- 3 前項の指定期日までに賃借人が本件土地を返還しないときは、賃借人は、明渡し完了までの間、遅延日数に応じ、本件土地を原状に復し賃貸人に返還する日までの期間について、遅延違約金として1日当たりの賃料相当額（1月を30日とし、円未満の端数は切り捨てる。）に当該日数を乗じて得た額の倍に相当する額を賃貸人に支払わなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第22条 賃借人は、本契約が期間の満了又は契約解除により終了した場合において、本件土地に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の経費があつても、これを賃貸人に対し請求しないものとする。

（費用の負担）

第23条 この契約に要する費用は、賃借人の負担とする。

（裁判の管轄）

第24条 この契約に関する訴訟の提起は、賃貸人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（その他）

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、賃貸人、賃借人間の協議により定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

賃貸人 住 所 春日井市鳥居松町5丁目44番地

氏 名 春日井市

代表者 春日井市長

印

賃借人 住 所

氏 名

印

## 特 約 条 項

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

### (談合その他不正行為に係る解除)

第2条 春日井市（以下「賃貸人」という。）は、契約の相手方（以下「賃借人」という。）がこの契約について、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号（以下「独占禁止法」という。））第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があつたとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 7 条の 9 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 賃借人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
  - (4) 賃借人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 賃借人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前 2 項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により賃借人に損害を及ぼしても賃貸人はその責を負わない。

### (談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 賃借人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、賃貸人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を賃貸人が指定する期限までに支払わなければならない。賃借人が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、排除措置命令又は課徴金の納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他賃貸人が特に認める場合は、この限りでない。

2 賃借人は、前条第 1 項第 3 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいず

れかに該当したときは、前条の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。

(2) 前条第 1 項第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、賃借人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 賃借人が賃貸人に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、賃貸人は、賃貸人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、賃借人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、賃借人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帶して賃貸人に支払わなければならない。賃借人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

## 春日井市普通財産貸付一般競争入札参加申込書

令和〇年〇月〇〇日

(宛先)  
春日井市長 石 黒 直 樹

申込人 住 所 春日井市鳥居松町5丁目44番地

氏名又は名称  
及び代表者名 春日井 太郎  
電話

※印は不要

代理人 住 所

氏名  
電話

入札参加申込書は、  
押印不要です。

次の春日井市普通財産貸付の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

物 件 番 号	所 在	地 番	地 目	面 積 (m <sup>2</sup> )
〇一貸〇	〇〇〇町〇〇丁目	〇〇番〇〇	宅地	〇〇〇. 〇〇

## 春日井市普通財産貸付一般競争入札参加申込書

令和〇年〇月〇〇日

(宛先)  
春日井市長 石 黒 直 樹

申込人 住 所 春日井市鳥居松町5丁目44番地

氏名又は名称 春日井 株式会社  
及び代表者名 代表取締役 春日井 太郎  
電話

※印は不要

入札参加申込書は、  
押印不要です。

代理人 住 所

氏名  
電話

次の春日井市普通財産貸付の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

物 件 番 号	所 在	地 番	地 目	面 積 (m <sup>2</sup> )
〇一貸〇	〇〇〇町〇〇丁目	〇〇番〇〇	宅地	〇〇〇. 〇〇

### 記載例（封筒）

(表 面)

	□	□	□	-	□	□	□	□
--	---	---	---	---	---	---	---	---

春日井市普通財産貸付一般競争入札

入札書在中

※必ず朱書きで記載してください。

物件番号 ○一貸○

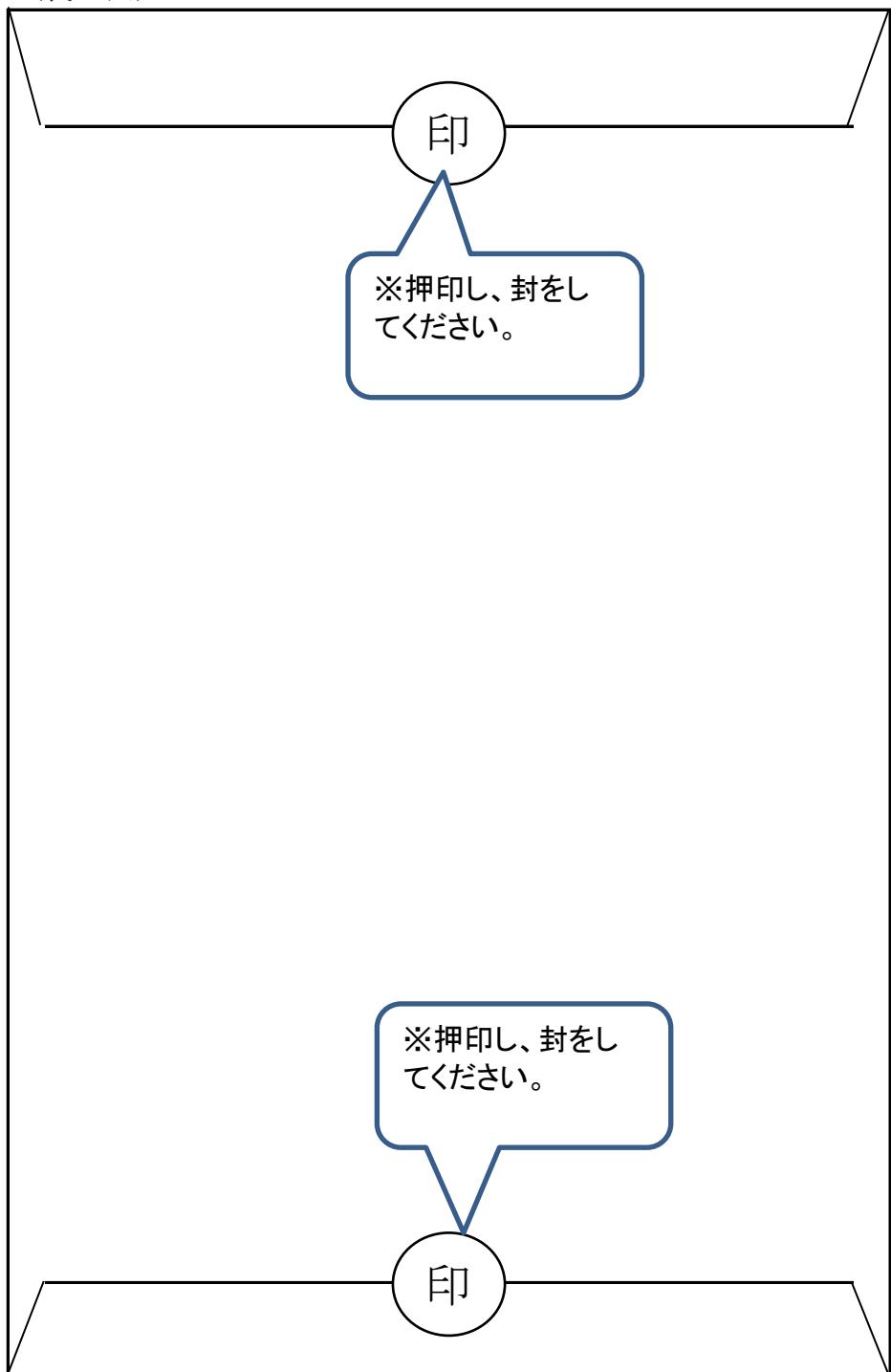
令和〇年 〇月 〇日開札

春日井 太郎

※必ず朱書きで記載してください。

記載例（封筒）

（裏面）



第12号様式（第7条関係）

誓 約 書

令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）春日井市長 石 黒 直 樹

住 所 春日井市鳥居松町  
5丁目44番地

申込人 氏名又は名称  
及び代表者名

春日井 太郎

春  
日  
井

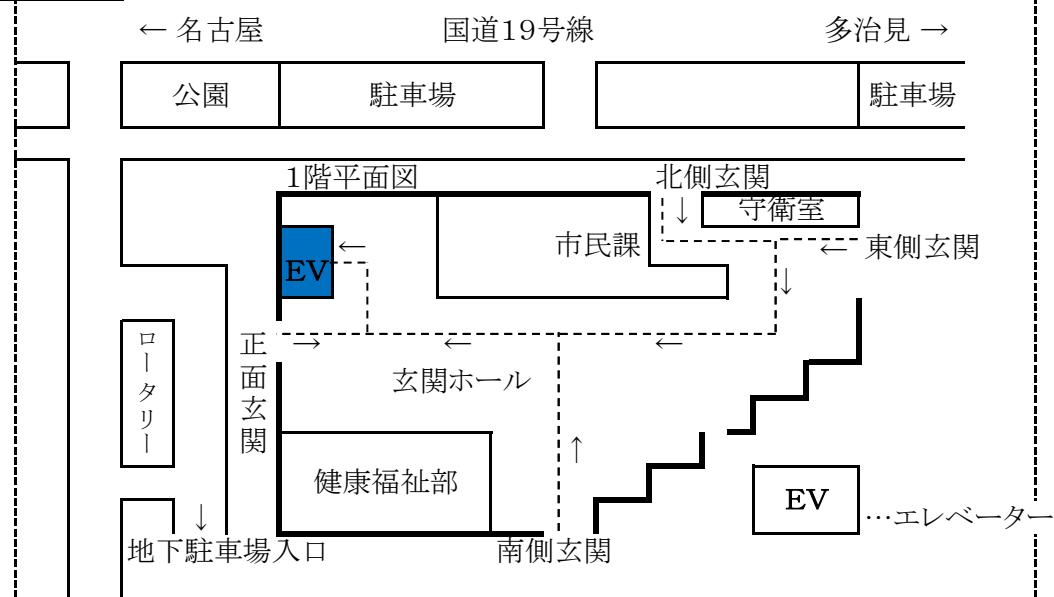
春日井市普通財産の貸付に係る一般競争入札の参加申し込みにあたり、次の事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号に該当しないこと。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
- 3 入札公告の日から落札決定までの間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- 5 貸付物件の状況、春日井市普通財産貸付案内書の内容等すべて承知の上申し込みます。

# 案内図(財政課及び開札場所)

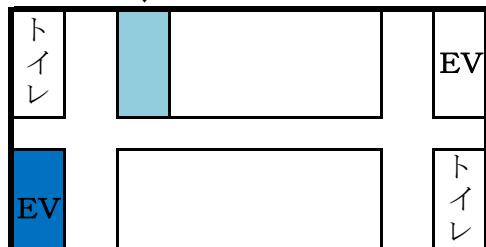
## 付近図



## 受付

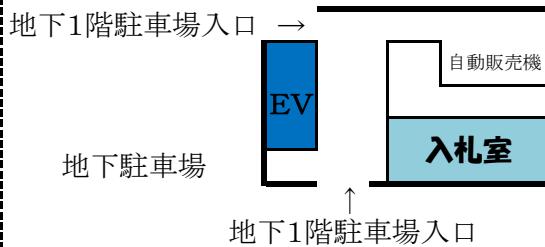
### 4階平面図

#### 企画経営部 財政課



## 開札場所

### 地下1階平面図



## 問い合わせ先

〒486-8686  
春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井市役所4階 財政課  
TEL 0568-85-6086

春日井市ホームページから物件案内、現地写真、入札参加申込書などをダウンロードすることができます。